

(3) 農山村地域調査票（農業集落用）

「【1】立地条件等（最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）」

《調査項目の追加》

農業集落の中心地から、最も近いDID（人口集中地区）の中心地にある生活関連施設及び同施設までの所要時間を把握する項目を追加する。

【改正案】		【2010年調査】																																																																			
【1】立地条件等（最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間） 農業集落の中心地から、最も近いDIDの中心地にある施設及び生活関連施設までの所要時間で該当するものひとつに○を付けて下さい。		【1】立地条件等 1 最も近いDID（人口集中地区）までの所要時間 農業集落の中心地から最も近いDID（人口集中地区）の中心地までの所要時間で該当するものひとつを○で囲んで下さい。																																																																			
農業集落に最も近いDIDの中心地にある施設名 <input type="text"/>		農業集落に最も近いDIDの中心地にある施設名 <input type="text"/>																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>DID地区</th> <th>15分未満</th> <th>15分～30分未満</th> <th>30分～1時間未満</th> <th>1時間～1時間30分未満</th> <th>1時間30分以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市区町村役場</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>農協</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>警察・交番</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>病院・診療所</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>スーパー・コンビニエンスストア</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> </tbody> </table>		DID地区	15分未満	15分～30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分以上	市区町村役場	①	②	③	④	⑤	農協	①	②	③	④	⑤	警察・交番	①	②	③	④	⑤	病院・診療所	①	②	③	④	⑤	小学校	①	②	③	④	⑤	中学校	①	②	③	④	⑤	公民館	①	②	③	④	⑤	スーパー・コンビニエンスストア	①	②	③	④	⑤	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">上記までの所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15分未満</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>15分～30分未満</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>30分～1時間未満</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>1時間～1時間30分未満</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>1時間30分以上</td> <td>⑤</td> </tr> </tbody> </table>		上記までの所要時間		15分未満	①	15分～30分未満	②	30分～1時間未満	③	1時間～1時間30分未満	④	1時間30分以上	⑤
DID地区	15分未満	15分～30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分以上																																																																
市区町村役場	①	②	③	④	⑤																																																																
農協	①	②	③	④	⑤																																																																
警察・交番	①	②	③	④	⑤																																																																
病院・診療所	①	②	③	④	⑤																																																																
小学校	①	②	③	④	⑤																																																																
中学校	①	②	③	④	⑤																																																																
公民館	①	②	③	④	⑤																																																																
スーパー・コンビニエンスストア	①	②	③	④	⑤																																																																
上記までの所要時間																																																																					
15分未満	①																																																																				
15分～30分未満	②																																																																				
30分～1時間未満	③																																																																				
1時間～1時間30分未満	④																																																																				
1時間30分以上	⑤																																																																				

(新旧対照表：Ⅲ-1ページ下段)

(審査結果)

本調査事項は、都市と農村の共生・交流を推進する施策として「都市農村共生・対流総合対策交付金」の中で、人口減少が著しい中山間、離島等における定住化への取組を行っており、人口の増減は生活環境と密接な関連があるとして、2010年センサスよりも詳細な情報を得るための変更を行うこととしているが、報告者の負担軽減等の観点から、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- 生活関連施設として設定されている「市区町村役場」、「農協」、「警察・交番」の区分については、どのような観点から選定されているものなのか。他の行政政策や行政情報と合わせた分析まで想定した分類となっているのか。

また、本調査事項については、後述3のとおり、2005年センサスの附帯調査（一般統計調査）として実施しているが、当該調査結果は、具体的にどのような施策等において、どのように利用されているのか。

- DID及び生活関連施設までの所要時間について、徒歩による所要時間なのか、乗り物を利用した所要時間なのか明確ではなく、調査結果に紛れが生じないか。

仮に、「30分～1時間未満」に記入した場合であっても、徒歩と自動車利用とではその意味合いはかなり異なるのではないか。

- 本調査事項に係る情報把握について、2005年センサスにおいては、センサスに附帯する一般統計調査として、集落機能のある農業集落約11万集落から、約23,000集落を抽出した標本調査として実施しており、今回も同様の手法による情報把握を行う余地はないのか。なぜ、今回は全数調査であるセンサスにおいて実施しなければならないのか。

「【3】農業集落内での活動状況」－「1 寄り合いの開催状況」

《調査項目の追加》

寄り合いの議題の選択肢として、新たに「再生可能エネルギーへの取り組み」を追加する。また、参考として前回調査結果を「前回値」としてプレプリントする。

【改正案】

【3】農業集落内での活動状況

1 寄り合いの開催状況

この農業集落内では、過去1年間に「寄り合い（集会、常会、会合等）」が開催されましたか。開催がある場合は「ある（回数）」欄に開催回数を記入し、寄り合いの議題について、該当するものすべてに○を付けて下さい。

寄り合いの開催		寄り合いの議題		前回値
なし	ある (回数)			
311	312	農業生産にかかる事項	313	
		農道・農業用排水路・ため池の管理	314	
		集落共有財産・共用施設の管理	315	
		環境美化・自然環境の保全	316	
		農業集落行事(祭り・イベント等)の計画・推進	317	
		農業集落内の福祉・厚生	318	
		再生可能エネルギーへの取り組み	319	

寄り合いの議題は何ですか

【2010年調査】

【3】農業集落内での活動状況

1 寄り合いの開催状況

この農業集落内において、過去1年間に「寄り合い」が開催されましたか。開催がある場合は「ある（回数）」欄に開催回数を記入し、寄り合いの議題について、該当するものすべてを○で囲んで下さい。

寄り合いの開催		寄り合いの議題		前回値
なし	ある (回数)			
311	312	農業生産にかかる事項	313	
		農道・農業用排水路・ため池の管理	314	
		集落共有財産・共用施設の管理	315	
		環境美化・自然環境の保全	316	
		農業集落行事(祭り・イベント等)の計画・推進	317	
		農業集落内の福祉・厚生	318	

寄り合いの議題は何ですか

(新旧対照表:Ⅲ-3ページ上段)

(審査結果)

本調査事項は、農業集落内における寄り合いの開催状況及びその議題内容について調査することにより、当該農業集落における意思形成の実態と取り組むべきと考えている内容について把握することを目的とするものである。

今回、農林水産省は、「攻めの農林水産業」の具体化の方向（第7回産業競争力会議（平成25年4月23日）林農林水産大臣提出資料）により、農山村における地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入及び導入による地域活性化を推進する施策が講じられていることを踏まえ、農業集落における農業集落内における寄り合いの議題に係る項目として、再生可能エネルギーの取り組みへの意向を把握することを目的として本調査事項を追加するものとしているが、更なる検討が必要であるとする。

(論点)

- 1 再生可能エネルギー関連施設の建設等について、市町村等、地元自治体が主体となって取り組んでおり、建設等が検討されている地域周辺に所在する農業集落等においては自ずと寄り合いの議題となるケースが多いことが想定されるため、農業集落に対し、寄り合いの議題となっているか否か調査するよりも、市町村に対し調査すれば足りるのではないか。
- 2 「攻めの農林水産業」の具体化の方向との関係等において、当該調査結果をどのように利用していくのか。

「【3】農業集落内での活動状況」－「3 地域資源の保全」

《調査項目の追加》

地域資源の保全の実施主体について、「農業集落単独」及び「複数の農業集落」を回答する項目を追加する。また、保全が行われている場合に回答する「都市住民と連携している」及び「NPO・学校・企業と連携している」の項目を追加する。

また、前回調査結果を「前回値」としてプレプリントする。

「【3】農業集落内での活動状況」－「4 活性化のための活動状況」

《調査項目の追加》

農業集落内での住民が主体となった各種活動の実施状況に関する調査事項を追加する。

【改正案】		【2010年調査】				
<p>【3】農業集落内での活動状況（つづき）</p> <p>4 活性化のための活動状況</p> <p>この農業集落では、現在、農業集落の住民が主体となった以下の各種活動が行われていますか。</p> <p>活動が行われている場合は、活動の企画者の範囲について「農業集落単独」、「複数の農業集落」のいずれかに○を、活動が行われていない場合は、「活動が行われていない」に○を付けて下さい。</p> <p>活動が行われている場合にお聞かせください。 （該当する場合はそれぞれ○を付けて下さい。）</p>						
活動内容	活動が行われている		活動が行われていない	都市住民との交流を行っている	NPO・大学・企業との連携を行っている	
	農業集落単独	複数の農業集落				
01 伝統的な祭り・文化・芸能の保存	○	○	○	○	○	(新規)
02 各種イベントの開催	○	○	○	○	○	
03 高齢者等への福祉活動	○	○	○	○	○	
04 環境美化・自然環境の保全	○	○	○	○	○	
05 グリーン・ツーリズムの取り組み	○	○	○	○	○	
06 6次産業化への取り組み	○	○	○	○	○	
07 定住を推進する取り組み	○	○	○	○	○	
08 再生可能エネルギーの取り組み	○	○	○	○	○	

(新旧対照表: III-4ページ下段)

(審査結果)

農山村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する状況を踏まえ、農山村の持つ地域資源を活用しながら、都市と農山村の共生・対流を強力に推進し、農山村における所得や雇用の増大により地域活性化と地域コミュニティの再生を図る施策が進められている。

農業集落調査においては、従来から「寄り合いの開催状況」の中で、「寄り合いの議題」として地域活性化につながる各種活動の話し合いの有無を把握しているところであるが、本施策の推進及び効果を検証するためのデータとして当該農業集落における実際の地域活性化に関する具体的な活動内容の把握が必要であることから、本項目を追加することとしている。

しかしながら、報告者の負担軽減の観点から、更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- 1 活動内容として設定されている「伝統的な祭り・文化・芸能の保存」、「各種イベントの開催」、「高齢者等への福祉活動」等の区分については、どのような観点・経緯から選定されているものなのか、データの分析や利活用の観点から妥当なものであるか。
- 2 本調査事項に係る情報把握について、2005年センサスにおいては、センサスに附随する一般統計調査として、集落機能のある農業集落約11万集落から、約23,000集落を抽出した標本調査として実施しており、今回も同様の手法による情報把握を行う余地はないのか。なぜ、今回は全数調査であるセンサスにおいて実施しなければならないのか。

調査票中の文言の修正

《文言の変更》

調査票中の設問文の文言について、報告者にとって分かりやすい表現に変更する。

【3】農業集落内での活動状況-2実行組合の有無

実行組合について、どのような組織を想定しているのか分かりやすいよう、説明文を追記。

【改正案】	【2010年調査】
2 実行組合の有無 この農業集落には集落内の農業生産に関する連絡・調整、活動などの役割を担っている組織(実行組合)がありますか。いずれかに○を付けて下さい。	2 実行組合の有無 この農業集落には、実行組合がありますか。該当するものひとつを○で囲んで下さい。

(新旧対照表: I-48 ページ)

(審査結果)

報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であるとする。

2 調査時期等の変更

(1) 農林業センサスの調査準備に係るスケジュールの前倒し

2015年農林業センサスは、調査準備に係るスケジュールを従来よりも6か月ほど前倒し、都道府県・市区町村における準備・実査に要する十分な期間を確保する。

(審査結果)

2015年センサスについては、従来の調査準備に係るスケジュールと比較し、企画・設計及び調査準備の時期を6か月ほど前倒しすることにより、調査準備及び実査の期間を十分に確保することとし、地方統計機構における業務の平準化を図ることとしている。

これについては、都道府県統計連絡協議会（47都道府県の統計主管課から構成）から、平成25年度全国要望文における最重点要望事項として、平成26年度は農林業センサスのほか他の大規模周期調査が輻輳することから、円滑な実施に向けた調査設計の変更に係る要望がなされていることに対応するものであり、おおむね適当であるが、更なる検討が必要であるとする。

(論点)

従来の調査準備に係るスケジュールが6か月ほど前倒しとなることにより、企画・設計及び調査準備や、地方公共団体における準備作業等の時期がどのように変更され、また、そのことが実査を担う都道府県・市区町村職員の業務負担の軽減等にどのようにつながるのか確認しておく必要があるのではないか。

(参考) 平成25年度全国要望文（平成24年6月都道府県統計連絡協議会）より抜粋

【最重点要望事項】

平成26年度の大規模周期調査の円滑な実施

【総務省政策統括官・総務省統計局・農林水産省・経済産業省】

平成26年度には、経済センサス-基礎調査、商業統計調査、全国消費実態調査、農林業センサスという大規模周期調査のほか、平成27年国勢調査の試験調査、調査区設定業務が予定されている。このため、一層の縮小が続いている地方統計機構において実査業務が錯綜し、調査を円滑に実施することは非常に困難である。多くの市区町村においては、統計調査に携わる職員が他の業務を兼務しており、調査業務が輻輳すれば、当該調査の精度を維持することも難しい。そこで、報告者の負担軽減及び地方業務の平準化を実現し、調査員を確保するとともに調査精度を維持できるよう、各省は、平成26年度に実施を予定しているすべての大規模周期調査の企画について、調査の簡素化や調査実施時期なども含めた調査設計の見直しを行い、具体的な実施方法を早急に地方へ示すこと。

(2) 農林業経営体調査票による調査の実施時期等の変更

農林業経営体調査票による調査（以下「農林業経営体調査」という。）について、調査票の配布開始時期を1か月早め、1月15日から前年の12月15日に変更する。

なお、調査票の回収期限については、従来どおり2月28日までとする。

(審査結果)

農林業経営体調査については、調査基準日は従前どおりの2月1日現在とし、従来に比べ調査票の配布時期を1か月早めることとしている。

これについては、1月15日は地域によって豪雪等により調査票の配布が困難となるため、実査を担う都道府県・市区町村から、統計調査員の安全確保のため、調査実施時期を前倒し等について要望がなされている^(注) ことに対応するものであり、おおむね適当であるが、更なる検討が必要であると考え。

(注) 2010年世界農林業センサス実施後に、都道府県・政令市の担当を招集し開催した総合検討会において、統計調査委員の安全確保の観点からの調査実施時期の前倒し等の意見が出されている。

(論点)

調査実施時期との関係で、地域によっては、調査員調査の実施が困難となるのであれば、郵送調査の実施による対応も考えられるが、これによらず、調査実施時期の1か月の早期化による対応を行うこととした経緯等について確認しておく必要があるのではないかと。

また、調査実施時期の1か月の早期化を図る一方、調査票の回収期限は従来どおり2月末と、調査期間が年末年始をはさんで1か月半から2か月半に長期化することとなるが、これに伴う影響はないのか。

(3) 農山村地域調査票（農業集落用）による調査の実施時期等の変更

農山村地域調査票（農業集落用）による調査（以下「農山村地域調査（農業集落用）」という。）について、従来は農林業経営体調査と同一であった実施時期を変更し、調査票の配布開始時期を1月15日から4月1日に、また、回収期限を2月末日から6月末日に変更する。

なお、農山村地域調査票（市区町村用）を用いる調査（以下「農山村地域調査（市区町村用）」という。）についても同様とする。

(審査結果)

農山村地域調査（農業集落用）及び農山村地域調査（市区町村用）については、調査基準日は従前どおりの2月1日現在とし、従来に比べ調査票の配布時期を3か月半、回収期限を4か月遅くすることとしている。

農山村地域調査（農業集落用）及び農山村地域調査（市区町村用）は、2005年センサスまでは職員調査方式により実施していたが、国家公務員の総人件費改革への対応等により、前回の2010年センサスから、調査方法について、農山村地域調査（農業集落用）は調査員調査に、農山村地域調査（市区町村用）は郵送調査及びオンライン調査に変更したところである。

このため、2010年センサスにおいては、約17万人の統計調査員を動員する農林業経営体調査と並行して農山村地域調査（農業集落用）に従事する統計調査員を別途確保しなくてはならない状況となったことから、農林業に精通する統計調査員の確保が困難となるケースが多く見られた。

このようなことから、2015年センサスにおいては、農山村地域調査（農業集落用）の調

査時期を農林業経営体調査の終了後に変更することにより、農林業経営体調査に従事する統計調査員に農山村地域調査（農業集落用）にも従事可能となるようにし、統計調査員を確保しやすくすることとした。

また、農山村地域調査（農業集落用）では農業集落の総土地面積を、農山村地域調査（市区町村用）では市区町村における総土地面積をそれぞれ把握しており、両者の報告内容の整合性に係る審査を行う必要があるため、農山村地域調査（市区町村用）の実施時期についても、農山村地域調査（農業集落用）と同様に変更し、両調査を同時期に実施することとしている。

これについては、調査の効率性な実施や結果精度の向上等を図るものであり、おおむね適当であるが、更なる検討が必要であると考えている。

（論点）

1 農林業経営体調査に従事する約 17 万人の統計調査員は都道府県知事が、農山村地域調査（農業集落用）に従事する約 6,000 人の統計調査員は農林水産大臣がそれぞれ任命するが、調査時期の変更によって、統計調査員の確保や任命作業等に従事していた職員の事務負担が増加することはないのか。

その一方で、一部の作物の農繁期が 4 月、5 月とされる中で、地域によっては、従前に比べ、農林業や地域に精通した統計調査員の確保が困難となる場合が想定されるのではないかと。このようなケースに対してどのような対応を考えているのか。

2 調査票の回収時期が、従前より 4 か月程度遅れることとなるが、公表時期に影響はないのか。また、公表時期に影響を及ぼさないために、どのような工夫等を行うこととしているのか。

3 調査方法の変更

(1) 農林業経営体調査におけるインターネット報告の試験的導入

農林業経営体調査について、全国農業地域別におおむね 1～2 市町村程度（全国で 10～20 市町村程度）を抽出し、当該市町村の全ての農林業経営体（家族経営体及び組織経営体）約 1～2 万経営体を対象として、従来の調査員調査に加え、インターネットを活用した調査方法を試験的に導入する。

（審査結果）

後述「4 前回答申における今後の課題への対応状況」の「(1)」を参照のこと。

(2) 農林業経営体調査におけるOCR調査票の導入

情報処理技術等の活用による効率化の観点から、農林業経営体調査票について、OCR 対応の調査票様式を導入する。

（審査結果）

農林業経営体調査票の記入内容の入力作業については、従来、都道府県ごとにパンチ入力業者と契約を締結し、都道府県ごとに入力作業が行われていた。しかし、都道府県における当該契約業務の負担軽減や、農林水産省内の行政事業レビューにおいてコスト削減を図る必要がある旨の指摘を受けたことを踏まえ、農林業経営体調査票を OCR（光学式文字読取装置）対応調査票とし、農林水産省（本省）における一括読み取り入力方式に変更する。

これについては、入力作業の負担軽減等が図られるとしているが、更なる検討が必要であると考えている。

(注) 平成 22 年度行政事業レビュー(平成 22 年6月実施)において、調査経費削減に向けた取組として、情報処理等の活用による効率化の観点から、調査票の OCR 対応調査票の導入について指摘されている。

(論点)

1. 調査票の OCR 化により、従来、人が入力していた際に行われていた調査票の内容審査等が行われなくなることはないのか。
2. OCR の読み取りは、どの程度正確なものか。農林業経営体調査票において、桁数が足りない場合に左端の枠に 2 桁以上の数値を記載することとしているが、このような読み取りが困難と考えられるケースが想定される中で、正確な集計を行うため、どのような対応を行うこととしているのか。

4 集計事項

調査事項の変更に伴い、具体的にどのような情報が新たに提供されることになり、どのような集計が可能となるのかについて、確認しておく必要がある。

(審査結果)

調査事項の充実に伴って集計の充実を図ることは、政策課題を検討するための有用な情報を追加するとともに、利用ニーズに応えることとなる。

しかしながら、具体的にどのような情報が提供されることとなり、どのような分析が可能となるのか、どのような結果が予想されるのか、表章区分は適当かについて確認していくことが必要である。

(論点)

今回の調査事項の追加等の変更に伴い、結果表の表章(様式)は具体的にどのようになるのか。調査事項の追加の場合には新たな結果表の様式はどのようなものとなるのか。また、既存の調査事項の変更場合には現行の結果表と変更後の様式のイメージを対比し、どのような有用な情報が得られるのか。

(例)

【農林業経営体調査票】

- ・ 15 歳以上の世帯員の年齢について、調査基準日時点の満年齢の把握から出生年月の把握に変更に伴う修正
- ・ 農業経営の雇用に係る調査項目の追加に伴う修正
(過去 1 年間に農業経営のために常雇いした人について、男女別の実人数及び従事日数の合計に、「24 歳以下」・「25～44 歳」・「45～64 歳」別の男女別実人数を把握する設問の追加)
- ・ 経営した田における飼料用の水稲の調査区分の変更に伴う集計
(「そのうち、飼料用に稲を作った田(飼料用稲、ホールクロップサイレージ用稲など)」を追加等に伴う飼料用米の内訳区分の変更)
- ・ 販売を目的とした農産物の生産に係る調査項目の変更に伴う修正
(工芸農作物、野菜類、果樹類の作物について、過去 1 年間に販売目的で作付け(栽培)した作物の個別品目名及び個別品目ごとのべ面積を把握する設問に変更)
- ・ 農業経営の特徴に係る設問の追加に伴う集計
(過去 1 年間の農業生産に関連した売上合計金額やこれに占める農産物の加工、観光農園、農家民宿、農家レストラン、海外への輸出など関連事業の割合を把握する設問の追加)
- ・ 林業作業に係る調査項目の追加に伴う集計
(保有山林のうち、期間を定めて一連の作業(管理を含む)を一括して他にまかしている山林面積、保有山林以外で、期間を定めて一連の作業(管理を含む)を一括して他にまかされている山林面積を把握する設問の追加)

【農山村地域調査票（農村集落用）】

・ 立地条件等に係る調査項目の追加に伴う集計

（農業集落の中心地から最も近いDID（人口集中地区）の中心地にある施設及び生活関連施設までの所要時間、農業集落の中心地から最も近いDIDの中心地にある施設名、最寄りの生活関連施設（市区町村役場、農協、警察・交番、病院・診療所等）、これらの施設までの所要時間（15分未満、15～30分未満、30分から1時間未満、1時間～1時間30分未満、1時間30分以上から選択）を把握する設問の追加）

・ 活性化のための活動状況に係る設問の追加に伴う集計

（農村集落の住民が主体となった各種活動（伝統的な祭り・文化・芸能の保存、各種イベントの開催、高齢者等への福祉活動、環境美化・自然環境の保全、グリーン・ツーリズムの取組、6次産業化への取組、定住を推進する取組、再生可能エネルギーの取組）の実施状況を把握する設問の追加）等

5 前回答申における今後の課題への対応状況

【前回答申における今後の課題（抜粋）①】

「農林業経営体調査」におけるインターネットを利用した申告も可能とする措置については、農林業経営体の大部分を占める農家におけるインターネットの利用状況を踏まえると、今回センサスでは対応しないことはやむを得ない。

しかしながら、農家におけるインターネットの利用動向を踏まえ、「農林業経営体調査」について、今後、インターネット申告の併用を可能とすることを検討する必要がある。

（審査結果）

前回答申（「諮問第12号の答申 2010年世界農林業センサスの計画について」（府統委第6号））を踏まえ、前述3（1）のとおり、農林業経営体調査について、2015年センサスでは、従来の調査員調査に加え、全国農業地域^{（注）}別におおむね1～2市町村程度（全国で10～20市町村程度）を選定し、当該市町村の全ての農林業経営体（家族経営体及び組織経営体）約1～2万経営体を対象としてオンライン調査を試験的に導入することとしている。

農林水産省は、今回の試験的導入により、オンライン調査を実施した市町村における市町村職員や統計調査員の業務の実施状況やオンライン調査の回答状況等について検証するとともに、農林業経営体調査票中に、次回センサスにおけるオンライン調査実施の希望に関する意向を把握する項目を設けることにより、全ての農林業経営体（約173万経営体）を対象に、オンライン調査導入の意向確認を行うなど、今後のオンライン調査の導入範囲の拡大に向けた検討を進めるに当たって、必要な情報を得ることとしている。

これについては、オンライン調査の適切な実施とともに、次回2020年センサスにおけるオンライン調査導入対象地域（市町村等）の拡大を図る観点から、更に検討する必要があると考える。

（注）全国農業地域とは、北海道、東北、北陸、関東・東山（細分：北関東、南関東、東山）、東海、近畿、中国（細分：山陰、山陽）、四国、九州（細分：北九州、南九州）及び沖縄を指す。

（論点）

- 1 農林業経営体におけるパソコンやインターネット環境の普及の現状やその分析結果の状況はどうなっているのか。
- 2 オンライン調査の対象とする市町村の選定に当たっては、1農業地域から複数市町村を選定するなど、調査後の検証に当たって有用な情報を得ることが可能となることに留意することが必要と考えるが、どのような基準・方針や考え等に基づき行うこととしているのか。

- 3 都道府県や市町村の理解とともに協力を得るためには、オンライン調査の試験的導入を行う目的は何か、具体的に何を検証するのかといったことについて紛れのない説明が重要と考えるが、これらについてどのように整理しているのか。
- 4 オンライン調査の試験的導入を行うこととしている市町村について、オンライン調査の適切な実施を図るため、どのような対応を考えているのか。
(例：統計調査員に対する研修や指導の徹底、市町村による審査体制の整備、コールセンターの対応内容の充実化等)
- 5 次回 2020 年センサスにおけるオンライン調査導入対象地域（市町村等）の拡大を図る観点から、オンライン調査実施に係る事後の検証や検討を行う上で有用な情報を得るための方策について検討すべきではないか。
(例：① コールセンター等業務の仕様書において、請負業者からのオンライン調査に伴う報告者等からの照会内容の報告の詳細化
② オンライン導入市町村から、オンラインによる報告内容の修正状況や、オンライン調査実施に伴う問題や課題等を把握（ただし、市町村の業務負担に留意のこと。）)
- 6 オンライン調査か調査員調査かといった調査モードと調査項目に関連のある属性（年齢等）とが交絡すると回答に偏りが発生して、かつ、それが調査結果から検証できない可能性は否定できないことから、属性が似通っていて調査モードが異なる経営体を事後的に比較するなど、調査モードによる差がないかどうかを検証するようしておくことが必要ではないか。

〔前回答申における今後の課題（抜粋）②〕

農業においては、食料・農業・農村基本計画(平成 17 年3月閣議決定)に基づき、営農組織の法人化が推進されている。

生産構造及び経営構造の違いから、個人形態の農林業経営体と法人形態の農林業経営体とは、把握すべき事項に相違するものがある。

このような観点から、同じ法人形態の農林業経営体であっても、株式会社等の会社形態のものや家族経営のものとは、その構造に差異があることを考慮しながら、「農林業経営体調査」について、農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計を検討する必要がある。

(審査結果)

農林業経営体調査については、家族経営体及び組織経営体の両方が回答する調査事項が設問全体の9割程度を占めていることなどを踏まえ、経営体の種類別に調査票を分割することはせず、共通の調査票により実施し、農林業経営体全体を一体的に把握することとしているが、2015年センサスの調査票の設計に当たっては、経営体の形態の差異を踏まえ、以下の対応を行うこととしており、当該結論に至った検討経緯等の詳細について本部会に示し、説明することが必要である。

- ① 報告者のよりの確かな記入を図るため、家族経営体及び組織経営体の両方が回答する設問を調査票の冒頭に集中的に設置すること。
- ② 家族経営体又は組織経営体のみが回答する設問については、記入漏れ等がないよう視認性を高めるため、色彩等について工夫すること。

- ③ 記入のしやすさを図るとともに、誤記入を防止するため、調査票全体について、適宜注意書きを盛り込むとともに、設問の流れに留意した設問の設置や並びの見直しを行うこと。

(論点)

一般的な農林業経営体に比べ、対象となる調査事項が少ない経営体の例はないか。該当する例がある場合、共通の調査票で調査を実施することは、効率的な調査実施等の観点から適当か。

〔前回答申における今後の課題（抜粋）③〕

農林業センサスにおける「農業集落」は、「農林業経営体調査」の基本的な地域単位として、かつ、「農山村地域調査」の属地的な調査範囲として位置付けられている。この「農業集落」は、農業生産面と生活面が一体となって農業上形成された地域社会を基礎として、農林水産省が市区町村と協議し、調査の地域単位として設定しているものである。

2010年農林業センサスでは、農林業の活動や地域コミュニティ活動などの集落機能を把握することとしているが、今後、社会的なインフラなど、農業集落としての機能を維持する上で有用な情報を利用するため、国勢調査の調査区情報などを活用できるよう、検討する必要がある。

(審査結果)

本件課題への対応については、以下のとおりであり、当該結論に至った検討経緯等の詳細について本部会に示し、説明することが必要である。

- ① 国勢調査の調査区情報の活用については、農林水産省は、平成11年度以降、省内に研究会を設けるなどにより、農林業センサスと国勢調査の結果データのリンケージを目的として、農業集落と国勢調査基本単位区の地域範囲の照合状況の確認など様々な取組を行ってきたが、両地域範囲を合致させることを前提にしたデータリンケージは困難であるとの結論に至った。
- ② そのため、国勢調査等で活用している地域メッシュ（電子地図）別に農林業経営体のポイントデータを基に集計し、農林業センサスの結果と国勢調査の地域メッシュ統計をリンケージした小地域別のデータセットの作成作業を進めているところである。今後は、上記データセットに加え農業集落でのリンケージについても検討することとしている。

6 東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応

今般の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県等の地域においては、津波や東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、農業にも大きな被害が生じており、このような状況にも配慮した実施が求められている。

(論点)

- 1 東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県等について、本調査の実施に当たり、特に調査が困難な地域については、被災地の負担を最小限とするために、どのような対応を検討しているのか。
- 2 また、本センサスが、復旧・復興に欠かせない統計調査として実施することの目的や必要性について明確にし、被災地の方々も含め、国民の理解が得られるよう、十分な周知とともに配慮を行う必要があるのではないかと。

(参考)

表7

被災地の農林業経営体における被災・経営再開状況

県名	2010年センサスにおける農林業経営体数(A)	被害のあった経営対数(B)	営農を再開した経営体数(C)	営農を再開していない経営体数(D)	営農再開率(C/B)
青森県	44,667	180	180	-	100.0%
岩手県	57,001	7,700	7,450	250	96.8%
宮城県	50,741	7,290	4,710	2,580	64.6%
福島県	71,654	17,200	10,100	7,100	58.7%
茨城県	71,542	1,430	1,430	-	100.0%
栃木県	48,463	1,330	1,330	-	100.0%
千葉県	55,387	1,220	1,220	-	100.0%
新潟県	68,245	1,190	1,190	-	100.0%
長野県	64,289	210	210	-	100.0%
9県合計	531,989	37,700	27,800	9,930	73.7%

(農林水産省資料による)

7 今後検討を要する事項

(1) 農林業経営体調査の在り方に関する検討

近年、農村地域においては、農業者が高齢化し単独で営農活動を行うことが難しくなっていること、集落営農組織が水田・畑作経営所得安定対策（農産物の収入減を補填する制度）の対象となったことから、零細農家が集落営農組織に加入するケースが非常に増えてきている。

このように、零細農家が集落営農組織に加入した場合、農林業センサスにおいては、当該農家は集落営農組織（組織経営体）の構成員と見なされるため、農業を行っている者の実数は変わらないにも関わらず、農家（家族経営体）数が減少してしまうことから、農業の生産構造の変化が十分に把握できなくなっているとの指摘があり、当該変化を的確に把握するための検討が必要と考える。

(論点)

- 1 農林業センサスにおいて、集落営農組織はどのように定義されているのか。その判定基準はどうなっているのか。
- 2 農林業センサスでは、集落営農組織の参加状況等の実態がどの程度明らかになっているか。
- 3 農林業センサスの結果と、別途実施している「集落営農実態調査」（一般統計調査）の結果をリンケージするなどによって、生産構造の変化をよりの確に表す統計を作成する必要はないか。

(2) 農山村地域調査（農業集落用）の対象範囲に関する検討

農山村集落調査票（農業集落用）の配布・回収の対象となる農業集落については、全域が市街化区域に含まれるものを除き調査対象となっているが、調査対象の範囲を広く取り過ぎているのではないか。大部分が市街化区域に含まれる農業集落を調査の対象とする必要があるのかといった指摘があり、このようなことに留意した検討が必要である。

(論点)

- 1 全域ではないが、大部分（例えば、8割以上）が市街化区域となっている農業集落について把握する理由は何か。このような農業集落に係る調査結果は、具体的に何に利用さ

れているのか。

- 2 2010年センサスにおける農山村地域調査（農業集落用）の結果では、総農家数が「0」である農業集落が全国で約5,800集落みられるが、これらは、都市部に所在するなど大部分が市街化区域に含まれると考えてよいのか。また、このような農業集落に係る調査結果は、具体的に何に利用されているのか。

(3) 経済センサスとの関係に関する検討

経済センサスー活動調査（平成24年2月実施）では、農林業について、個人経営の事業所を除き、調査対象となっており、例えば、農業関係では、事業所における売上（収入）金額のほか、耕種農業（稲作、麦類・雑穀・豆類、いも類、工芸農作物、野菜（きのこ栽培を含む）、果樹類等）及び畜産農業（酪農、肉用牛、養豚、養鶏、養蚕等）に係る売上（収入）金額を把握している。その一方で、農林業センサスにおける農林業経営体調査では、事業所における過去1年間の農産物の販売金額として同様の情報を把握することとしており、両調査の関係について整理することが必要である。

(論点)

経済センサスー活動調査（平成24年2月実施）は、農林業センサスと調査と実施時期は異なるものの、農林業経営体調査において得ようとする情報とほぼ同様の情報が得られるのではないかと。経済センサスー活動調査から得られた情報を利用することにより、農林業経営体調査の調査事項の簡素化を含め、代替可能性の余地について検討する必要があるのではないかと。

(4) 農林業経営体の定義に関する検討

農林業経営体の定義については、統計審議会農林水産部会（当時）においても審議されているところであるが、兼業化の進展に伴う小規模農家の増加等農林業経営体を取り巻く環境の変化が著しい中、結果利用の観点から、どの程度の規模の農家までを対象とすることが適当なのか、あまりにも小規模の農家も対象としており、経営体としての定義について合理性を欠いているのではないかとといった指摘があることから、検討する必要がある。

(論点)

2005年センサスにおいて、農林業経営体の概念が導入され、農業については、販売農家に相当する農業の規模として、経営耕地面積30アール、農業生産物の年間販売額50万円に相当する物的指標を設けているが、現行の物的指標が、引き続き、全数調査として農林業の構造を把握する上で妥当なものであるか検討することが必要ではないかと。